

商工こすど かわら版

第272号
小須戸
商工会

〔2月の
花
梅〕



小須戸商工会

新春賀詞交歓会を開催

新春賀詞交歓会が一月二十日(金)に長崎忍秋葉区長、市議会議員はじめ・関係団体の方々を「来賓」にお迎えし、大勢の会員事業所からご参加いただき、三年ぶりに開催されました。

第一部の新春講演会では、星田副会長の開会の挨拶で始まり、道の駅たがみ 駅長 馬場大輔 様より「道の駅を活用した地域活性化策」道の駅たがみの取組みについて」と題し、講演が行われました。



講演会終了後、会場を中央町「割烹三五郎」に移し、第二部の祝賀会が開催されました。会の冒頭、山口会長は、「昨年、一昨年度はコロナウイルス感染症拡大防止のため、この賀詞交歓会は中止とさせて頂いていただきましたが、本日は三年ぶりの開催となりました。

特に昨年は、直前まで開催を予定しておりましたが、年明けに感染者数が大幅に増加したことにより、急遽中止とさせて頂いていただき、ご迷惑をかけたこと存じます。

本年は、感染症対策として、密にならないようにこのような座席配置で、開催させて頂いていただきます。

会員が一堂に会し交流を深める場として重要な機会でありますので、情報交換等、有意義な時間を過ごしていただきたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、商工会の事業も大きく様変わりしています。

商工まつりが三年続けて中止になり、総会も本年度は折箱と飲み物を持ち帰ってもらうなど、人が集まる

催しは実施することが出来ませんでした。

一方で、昨年度に続いて、新潟市の助成金を活用した飲食関係店応援事業や、県の補助金を活用し、イルミネーションで商店街を装飾した年末年始大売出しなどを実施して参りました。

また、事業所支援としては、国の事業復活支援金、県や市の助成金や協力金などの申請支援の相談が多く寄せられ、対応して参りました。

今後コロナ禍を見据えて、各種施策を活用した支援活動を今まで以上に強化し、きめ細かく寄り添った『伴走型支援』を推進してまいります。

個社そのものの経営が良くなってこそ地域が活気づきます。

これからも商工会は、会員企業に効果的な事業を推進してまいりますので、会員各位のご理解ご協力と新潟市並びに関係機関・関係団体の各段なるご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

これからも商工会は、会員企業に

効果的な事業を推進してまいります所存であります。」と新年の挨拶を行い、出席者に理解と協力を呼びかけました。



令和五年度税制改正に伴う

インボイス制度

支援措置について

財務省からのお知らせです。令和五年十月一日から消費税のインボイス制度が始まります。

インボイス制度の開始に伴い、事

業者の負担を軽減する目的で税制改正(案)が閣議決定されています。また、令和四年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

【小規模事業者向け】

【納税額の減免】

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の二割を納税額とすることが**できます。

〈対象者〉

免税事業者からインボイス発行事業者になった方(二年前(基準期間)の課税売上一、〇〇〇万円以下等の要件を満たす方)
〈対象となる期間〉
 令和五年十月一日〜令和八年九月三十日を含む課税期間

※個人事業者は令和五年十月〜十二月の申告から令和八年分の申告まで対象

〈メリット〉

・消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要ですが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる**売上・収入を税率毎(八%・一〇%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成**できるようになります。

・**事前の届出も不要**で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です。

【小規模事業者持続化補助金 補助額の上乗せ】

補助額の上乗せ

免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一

律五〇万円加算されます。

〈対象者〉 小規模事業者

〈補助上限〉 五〇〜二〇〇万円

(補助率 三分の二以内)

一〇〇〜二五〇万円

(インボイス発行事業者の登録で五〇万円プラス)

詳しくは折り返しみのチラシをご確認ください。

商工会・青色申告会による

決算申告相談会のご案内

今年も小須戸商工会と小須戸青色申告会共催で、税理士による決算申告相談会を開催いたします。

無料です。是非、ご利用下さい。

◎日時

令和五年三月一日(水)、

三月六日(月)、三月十三日(月)

いずれも午前十時〜午後四時

◎会場 小須戸商工会館

◎相談員 関東甲信越税理士会

新津支部 派遣税理士

川村 巧磨 先生

☆ご相談には事前予約が必要です。商工会までお申込み下さい。

☆原則、事業所得等の決算書が完成している方が対象となります。

◇令和四年分確定申告・納付期限は、次のとおりです。

・所得税 令和五年三月十五日(水)

・個人事業者の消費税・地方消費税 令和五年三月三十一日(金)

※振替納税ご利用の場合、所得税の

振替日は四月二十四日(月)、消費税・地方消費税の振替日は四月二十七日(木)です。

※かわら版一月号でもご案内いたしました。当会へ確定申告の相談指導を依頼される方につきましては、申告に必要な書類と一緒に持参ください。

※確定申告に伴い、公的年金の源泉徴収票や社会保険料払込額証明書

生命保険料の払込額証明書など各証明書関係が関係機関から発送されて

ています。

これらの書類は、確定申告を電子申告する場合でも必ず保管が義務付

けられており、商工会で確定申告の代理送信を行う際にも必ず必要です。

これらの証明書を紛失してしまっ

た方は、各機関に電話による再発行の手続きを取っていただくようお願い

いたします。なお、再発行には数週間お

時間がかかることが予想されますので、

手続きはお早めにしていただくよう

お願いいたします。

商工会費の納入のお願い

商工会費について、会員の皆様から毎年四回に分けて口座振替等で納入していただいております。

つきましては、令和四年度分第四回目の会費の納入について次の日程で口座振替をさせていただきます。

【口座振替日】 令和五年二月十七日(金)

商工会の口座にお振込みされる場合は、こちらの口座へ入金をお願いします。振込手数料は会員様のご負担でお願い致します。

【振込先】 銀行名 第四北越銀行小須戸支店 普通預金 〇七〇〇〇六九 口座名義 小須戸商工会